

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 6 月 1 日
担 当 課	学校財務課 学校給食担当室

契約業者名・住所	一富士フードサービス株式会社 東関東支社 茨城県日立市諏訪町2丁目8番1号
工事等の名称	松戸市小学校給食調理業務委託(その16)
工事等の場所	松戸市立柿ノ木台小学校
種 別	学校給食
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年8月 31 日まで
契約金額	13,794,000 円
工事等の概要	松戸市における小学校給食を安全かつ衛生的及び安定的に実施することにより、小学校給食の円滑な運営を図ることを目的とする。
随意契約の理由	本件は、松戸市立学校において給食の調理を委託する業務です。 当該相手方は、令和4年度12月、一般競争入札において契約を締結し、令和5年度4月から令和7年度3月までの3年間、調理業務を履行した事業者です。 このたび、長期継続契約に関する条例・規則が改正されたことを受けて、本業務も債務負担行為から長期継続契約へ移行することとなりました。 給食調理業務委託については、業務の性質上、調理を開始する日までに準備の期間が必要であり、約3か月の期間を設けていましたが、長期継続契約は、準備期間を前年度に設定することができないため、調理業務の開始月を9月にする事といたしました。 これに伴い、繋ぎの期間である令和8年1学期の調理業務を、直近の契約相手方と再度契約することが、次の理由のとおり給食運営の安定性を確保できるため、随意契約とすることが適当であると思料します。 1) 学校給食は、児童生徒の望ましい食習慣の形成を目標に学校教育の一環として行われているものであり、継続的な運営を図ることにより、計画的な食に関する指導の実践が可能となり、学校給食の充実が図れること。

2) 委託業者については、調理員の人員募集期間や技能教育、衛生教育等のために相応の時間を要するものであるが、継続的な契約をした場合には、安定的な労働力の供給が可能となり、学校現場においても安心・安定的な給食運営が図れること。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約するものです。